

席上配布資料④

平成26年度第5回子ども子育て審議会

# 西東京市子育て・子育てワイワイプラン の骨子(案)

平成26年10月現在  
西東京市



# も く じ

---

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景

### 第2節 計画の期間

### 第3節 計画の位置付け及び役割

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 第1節 統計データから見る現状

#### (1) 本市の位置、地勢

#### (2) 人口の状況

#### (3) 出生の状況

#### (4) 女性の就労の状況

#### (5) 保育所・幼稚園等の状況

### 第2節 子どもへの調査結果から見る現状

#### ①実施の概要

#### ②結果の概要

### 第3節 おとなへの調査結果から見る現状

#### (1) アンケート調査から見る現状

##### ①子育てしている方について

##### ②保護者の就労状況について

##### ③教育・保育事業の利用について

##### ④放課後の子どもの居場所について

##### ⑤子育て全般について

#### (2) ヒアリングから見る現状

##### ①実施の概要

##### ②意見の概要

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念及び基本方針

#### (1) 基本理念

#### (2) 基本方針

#### (3) 施策体系

## 第4章 重点的取組みの方向性

## 第5章 基本的施策の展開

1-1、1-2、・・・・・・4-3

## 第6章 子ども・子育て支援事業計画

### 第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

### 第2節 教育・保育の提供区域の設定

### 第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

### 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期



# 第1章

## 計画の策定にあたって





## 第1節 計画策定の背景

### 1 国の子育て支援の動向

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。しかしながらわが国では、価値観の多様化や経済発展の低迷に伴う少子化が進んでいます。少子化が加速すると、人口構造に不均等をもたらし、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるのではないかと懸念されています。

こうした状況を受け、国では、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 16 年には「子ども・子育て応援プラン」を開始、さらに平成 22 年には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定する等、少子化対策の施策を展開してきました。しかしこの間、少子化の進行に歯止めがかかるとはならず、子ども・子育てをめぐるさらなる改善が求められています。

このような視点から、平成 27 年度から本格的にスタートする国の子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の提供と保育の量的拡大による待機児童の解消を主眼とし、基礎自治体の実施主体となって計画的に推進することとしています。

### 2 本計画の策定経緯

西東京市（以下「本市」といいます。）においては、平成 16 年度を始期とする「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定にはじまり、直近では平成 22 年度を始期とする「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市次世代育成支援行動計画）」（後期）（以下「前回プラン」といいます。）を策定し、市民・地域・行政の協働により、子どもの育ちや子育てのために必要な環境の整備に取り組んできました。

現行プランは、平成 16 年に策定された「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（西東京市子育て支援計画）と、次世代育成支援対策推進法により策定を義務付けられた西東京市次世代育成支援行動計画とを統合し1つの計画としたもので、計画期間は平成 26 年度までとなっています。

このたび策定する「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（以下「本計画」といいます。）は、現行プランが期間満了を迎えるにあたり、現行プランの基本理念や基本方針を原則として引き継ぎながら、より現代的な課題にも対応すべく、アンケートやヒアリングを実施し、本市における子どもや子育ての現状を踏まえ、それらを「西東京市子ども子育て審議会」に議論していただいて、策定に向けた準備を進めてきました。

### 3 本計画の策定に向けた視点

本計画は、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するための指針として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点から、前回プランを見直しました。

- ① 平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害対策の重要性が社会的に再認識されました。台風などの季節的な災害に加え、今後は大地震が発生する危険性が指摘されています。

本市においても、平素から災害時も視野に入れた上での施策の見直しが求められています。このことから、本計画では「施策の方向」に災害への対応を想定した環境づくりを加え、対策の強化を図ります。

- ② すべての子どもが輝き、心豊かに暮らすことができるよう、子どもが悩みを抱えているときには、子ども自身が相談しやすい場の提供が必要です。このことから、子どもが自分で相談できる場を拡充するとともに、そのような場があることを子どもに知っておいてもらうため、子どもが利用しやすい多様な媒体で広報していきます。

また、子どもを見守り、気づき、護ることができるよう、地域全体での連携体制が強化されるよう施策を展開していきます。

- ③ すべての子どもと子育て家庭が、笑顔で暮らせるよう、家庭の外で就労している親に限らず、さまざまな子育て家庭を想定し、地域における教育機関や子育てサークルなどとの連携を通じて、多様な教育・保育を提供することを目指します。さらに、この連携によって、「親育ち」の支援も図っていきます。

## 第2節 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 か年とします。ただし、子ども・子育て関連 3 法による教育や保育等の確保方策を記載した第 5 章については、平成 31 年度までの 5 か年とします。

本計画は、国や東京都の行政施策の動向及び社会経済情勢の変化等を見極めながら、原則として 5 年が経過した時点で、計画の見直しを行うこととします。ただし、第 5 章については、達成状況の確認と計画の見直しを、原則として年度ごとに行うこととします。

## 第3節 計画の位置づけ 及び 役割

本計画は、前回プランの考え方を継承するとともに、市の最上位計画である「西東京市第 2 次基本構想・基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り、策定しています。

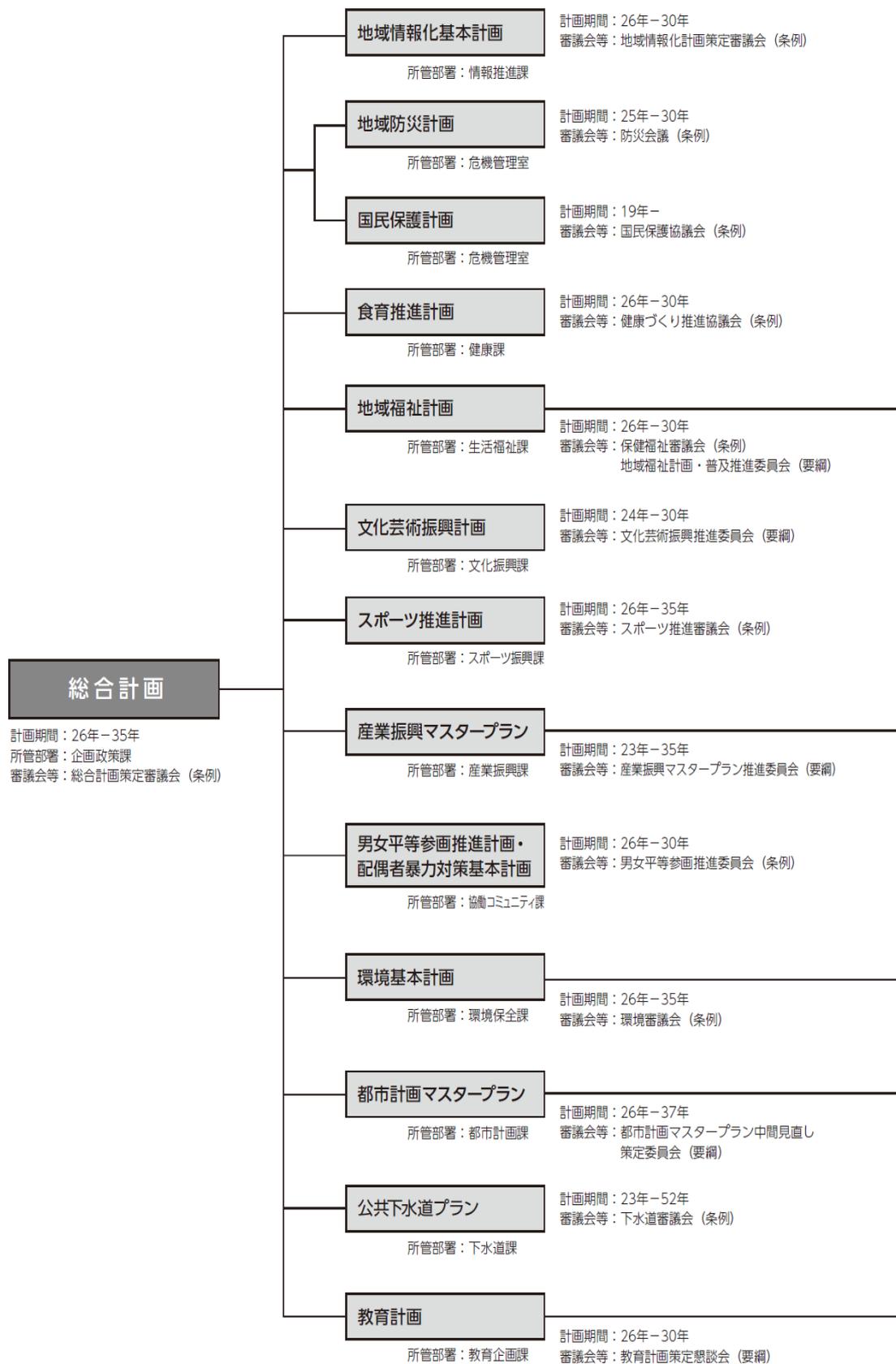
本市の主要な計画の体系は、次ページのとおりです。

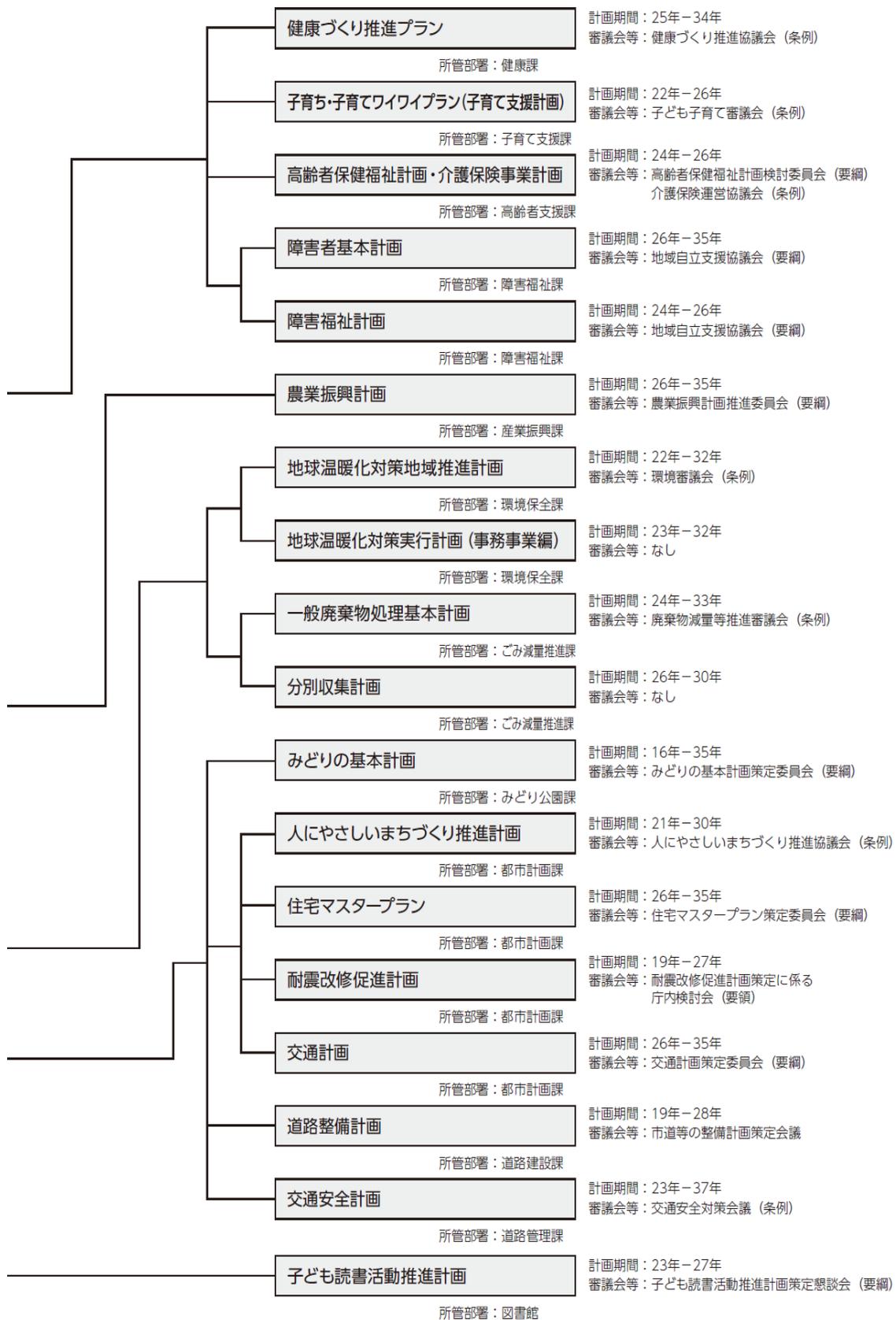
また、本計画には、次の 2 つの計画の内容を包含させています。このことにより、本計画に、これらの計画の役割を持たせています。

\* 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされた市町村行動計画）

\* 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法により策定を義務付けられた計画）

主要計画体系図(西東京市 第2次基本構想・基本計画 (計画年次 平成 26 年度～35 年度) から抜粋)





## 第2章

### 子ども・子育てを取り巻く現状





## 第1節 統計データから見る現状

### (1)本市の位置、地勢

本市は、平成13年に田無市と保谷市が合併し、21世紀に初めて誕生する市として新しく生まれた市です。武蔵野台地のおおむね中央にあり、東京都心の西北（北緯35度44分、東経139度33分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。市域は、東西約4.8km、南北約5.6km、面積約15.85平方キロメートル、標高は最も高いところで67mあり、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

市内には、北部と南部を西武池袋線と西武新宿線が走り、5つの駅が整備されています。さらに、新青梅街道や青梅街道をはじめとする主要幹線道路により、縦横に結ばれています。

>> 西東京市略地図（平成26年3月現在）



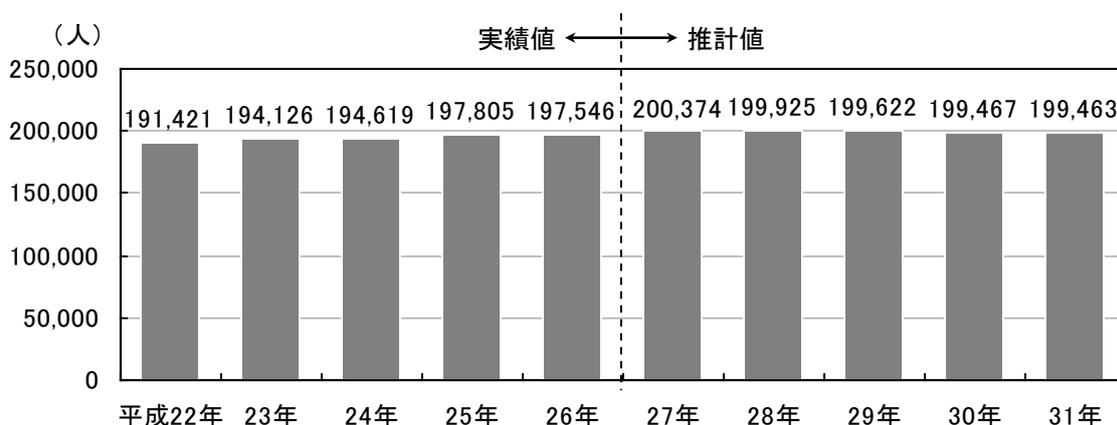
資料: 西東京市都市計画マスタープラン

## (2)人口の状況

本市の総人口は、平成26年現在197,546人で増加傾向を示しています。今後は、平成27年の200,374人をピークに緩やかに減少していくことが見込まれており、計画の最終年度である平成31年は199,463人と予測されます。

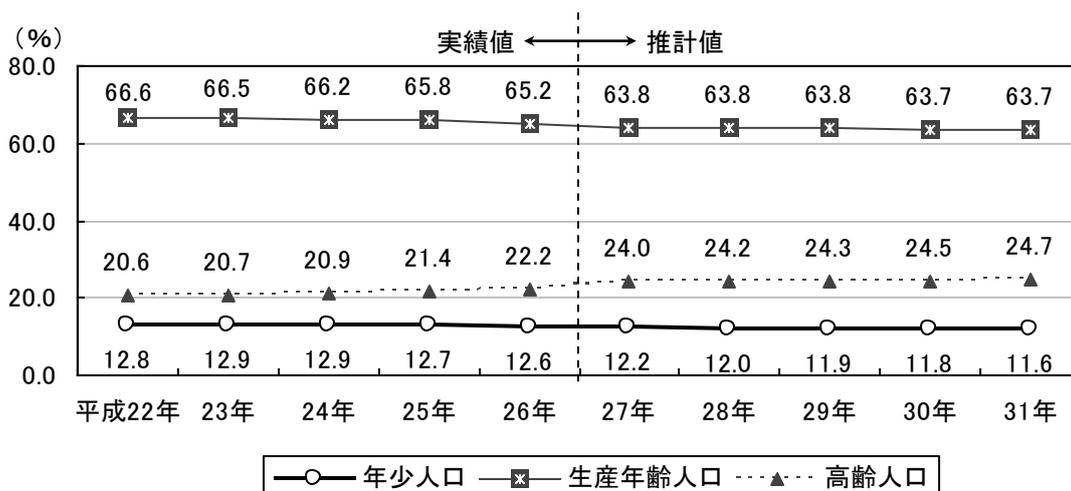
また、年齢3区分別の人口比を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、本市においても着実に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。特に、計画の最終年度である平成31年には、おおむね4人に1人が高齢者となる見込みです。

### >> 総人口の推移及び推計



資料:実績値は統計にしよう、推計値は西東京市人口推計調査報告書  
※ただし、平成24年以前には外国人登録を含まない

### >> 年齢3区分別人口比の推移及び推計

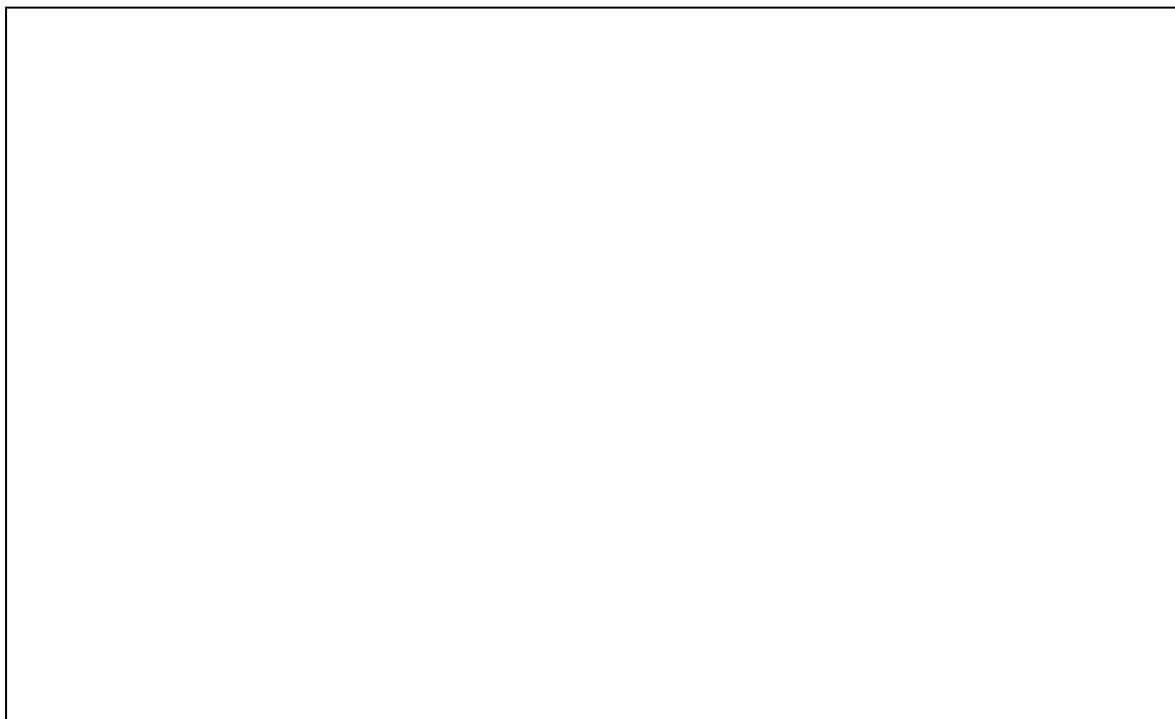


資料:実績値は統計にしよう、推計値は西東京市人口推計調査報告書  
※ただし、平成24年以前には外国人登録を含まない

>> 児童人口の推移及び見込み

◆0歳～5歳、6歳～11歳、12歳～14歳の3区分の人口グラフを入れます。実態と推計とで、どのくらいの差があるかを示すグラフとします。

資料:実績値は統計にしよう、推計値は西東京市人口推計調査報告書  
※ただし、平成24年以前には外国人登録を含まない



### (3) 出生の状況

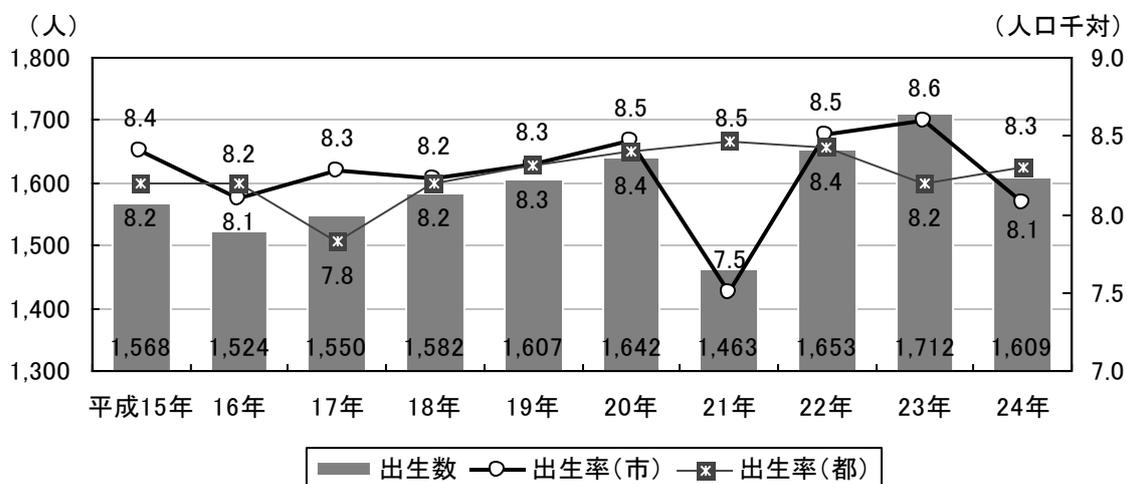
本市の出生数は、平成21年に大きく減少しているものの、近年はおおむね1,600人前後で推移しています。

また、出生率については、平成21年を除き増加傾向で推移していましたが、平成24年は減少に転じており、都の水準も下回っています。

合計特殊出生率<sup>\*</sup>については、平成21年を除き、都の水準を上回って推移しています。

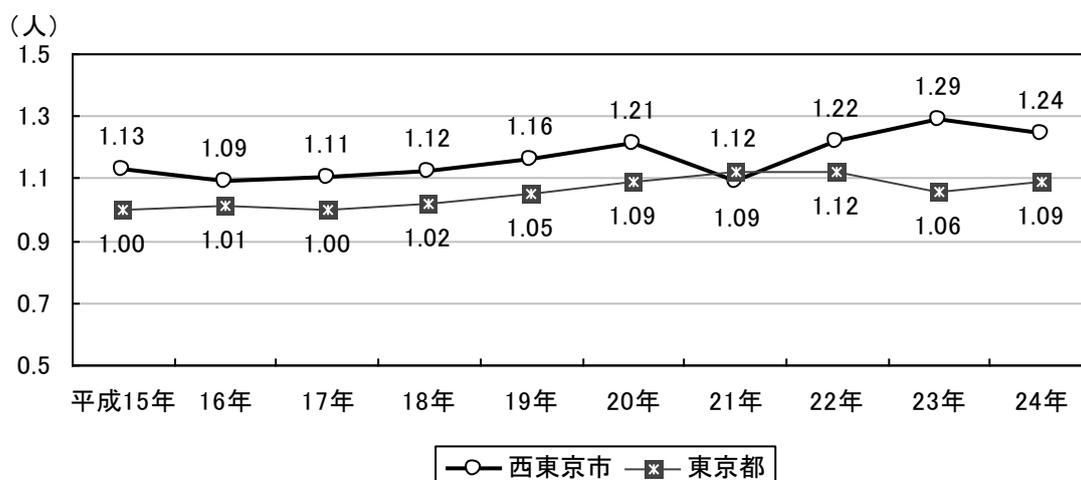
※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

#### >> 出生数及び出生率の推移



資料:東京都衛生統計

#### >> 合計特殊出生率

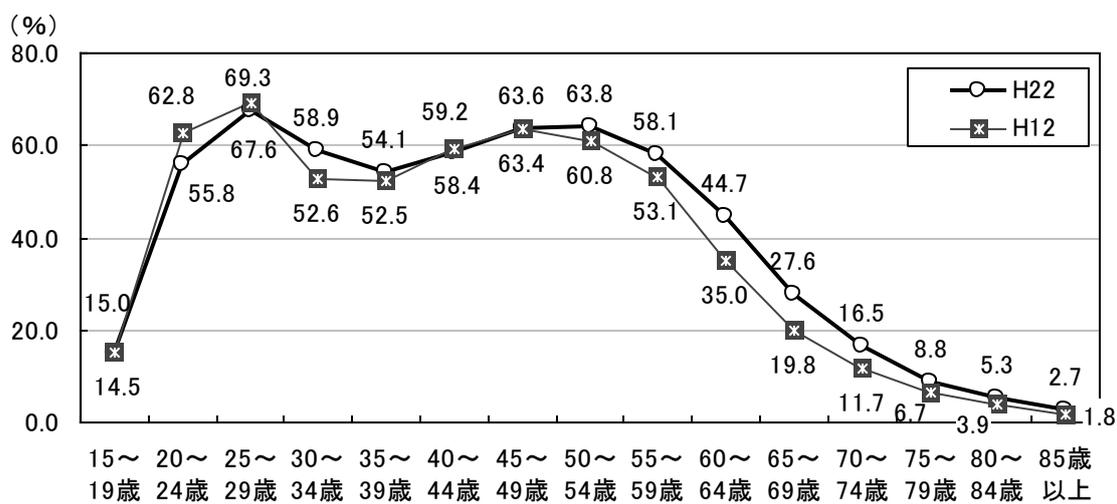


資料:東京都衛生統計

#### (4) 女性の就労の状況

本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる30歳代で一旦低下し、40歳代以降再び上昇する状況を描く、いわゆるM字カーブを描いています。しかし、谷の底にあたる30歳代前半の割合はやや改善が見られています。

>> 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

## (5) 保育所・幼稚園等の状況

保育所の利用状況を見ると、入所児童数は年々増加しています。特に1歳児の伸びが著しく、平成22年度から平成24年度で約1.2倍となっています。

また、待機児童数については、毎年度同数程度で、ほぼ横ばいとなっています。

>> 保育所入所児童数及び待機児童数の推移



幼稚園等の利用状況を見ると、幼稚園の入園児童数は年々増加しており、年齢が大きくなるほど利用者が増えていることがわかります。

>> 幼稚園入園児童数及び認可外・類似施設等利用児童数の推移



## 第2節 子どもへの調査結果から見る現状

この計画は、子どもの保護者や子どもの支援する方のための計画であると同時に、子ども自身のための計画です。計画策定にあたっては、子どもたち自身が、西東京市や「まち」をどのようにしていきたいのか、また自らの自立についてどのように考えているのかを、知る必要があります。そこで、市内の小中学生を対象に、アンケート用紙を配布し、調査を行いました。

### ①実施の概要

実施時期：平成26年7月～9月

対象：児童館キャンプ参加者（小学5年生）、市立A小学校5年生、市立B小学校5年生、市立C中学校2年生、児童館・児童センター夜間開館利用者（16歳・17歳）

回答状況：小学5年生177人、中学校2年生175人、16歳・17歳55人

### ②結果の概要

#### \*子どもの育ちについて

子どもからおとなへと成長していく時期は、自己肯定感や自尊感情が低くなる傾向があります。この時期を乗り越えて、自分の個性を含めて自分自身を認め、自立の思いや行動が子ども自身の成長に合わせて自然にはぐくまれていくような環境が必要です。

自己肯定感については、前回の調査に比べ、小学5年生はやや低くなり、中学2年生は高くなる傾向がみられました。

- 前回の調査と比較すると、自分が好きかについて、中学2年生では「そう思う」が増加しているのに対し、小学5年生では減少している。また、「そう思わない」が小学5年生で増加している。
- 自分は人から必要とされているかについては、小学5年生と中学2年生では「そう思う」が1割に満たない。また、「そう思わない」が小学5年生で増加している。
- 自分のことをわかってもらえないかどうかについては、小学5年生と中学2年生では「そう思う」（わかってもらえない）が1割

に満たない割合で、前回の調査とおおむね同様である。

- 周りの人と変わらないようにしているかについて、いずれの年齢層でも、「そう思う」が増加している。

## \* 他者との関わりについて

子どもがひとりでいられる時間をつくって、自分自身を見つめたり、ほっとする時間をもたせることも大事ですが、友達や周囲のおとなとのコミュニケーションを通じて、子どもからおとなへの移行が円滑に進むようにサポートすることも重要です。

社会として自立を支えるには、周囲のおとなが、子どもを一人の権利の主体とし認め、受け入れることが求められます。

子ども同士の関係について、「楽しくて夢中になれるとき」の回答状況をみると、ゲーム等のひとり遊びが増加はしているものの、友達と遊んでいるときであるとの回答が、前回の調査と同様にいずれの年齢でも最多でした。

- 楽しくて夢中になれるときは、いずれの年齢層においても、「友達と遊んでいるとき」が最も高い。また、「自分ひとりで遊んでいるとき」や「ゲーム」などが、前回の調査結果を大きく上回っている。
- 疲れること、不安に思うことは、いずれの年齢層においても「学校の勉強・宿題」が最も高い。また、勉強や進路、学習に関する内容のほか、小学5年生では「親のこと」や「兄弟姉妹のこと」など家族との関係で前回の調査結果を上回っている。
- おとなにお願いしたいことは、小学5年生では「自分が自由に使える時間を増やしてほしい」、中学2年生では「自分のことは自分で決めさせてほしい」が最も高い。
- 自分や暮らしへの関わり方のうち、「自分で決めたいこと」はいずれの年齢層でも、“友達”、“服装・髪型・ファッション”、“恋愛”のいずれかで、「親やおとなに相談して決めたいこと」には、生活時間や家庭内のルール、家族のイベントなどが挙げられている。

## \* 市や社会との関わりについて

市の将来を担う世代の、市への愛着を高め、いったんは自分を成長させるために別な場所で暮らすことになっても、いつか帰りたいまちとして選択してもらえるようなまちづくりが必要です。また、子どもが主体的・積極的に社会に関わっていくことに楽しさを見出せるような社会環境づくりが求められています。

まちへの愛着や社会貢献の意識は、年齢によって増減があるものの、約半数が肯定的な回答でした。一方で、「子どもに関わる市の重要なこと」など社会的な事項への決定意欲は、中学生では前回の調査とほぼ同じでしたが、小学生ではやや増加する傾向がみられました。

- 西東京市への愛着は、小学5年生と中学2年生では「好き」が4割半ばから5割強となっている。中学2年生については、前回の調査結果に比べて「好き」が顕著に増加している。
- 西東京市への居任意向は、いずれの年齢層においても「ずっとくらしたい」が3割程度となっている。中学2年生については、「ずっとくらしたい」が前回より増えている。
- 社会に役立つことがしたいかについて、小学5年生と中学2年生では「そう思う」が5割から6割弱となっている。中学2年生については、前回調査より増加している。
- 自分や暮らしへの関わり方のうち、“市の重要なこと”や“お祭りなど地域の行事”などは、「親やおとなに決めてほしい」と考えている人が多い。

### 第3節 おとなへの調査結果から見る現状

#### (1) アンケート調査から見る現状

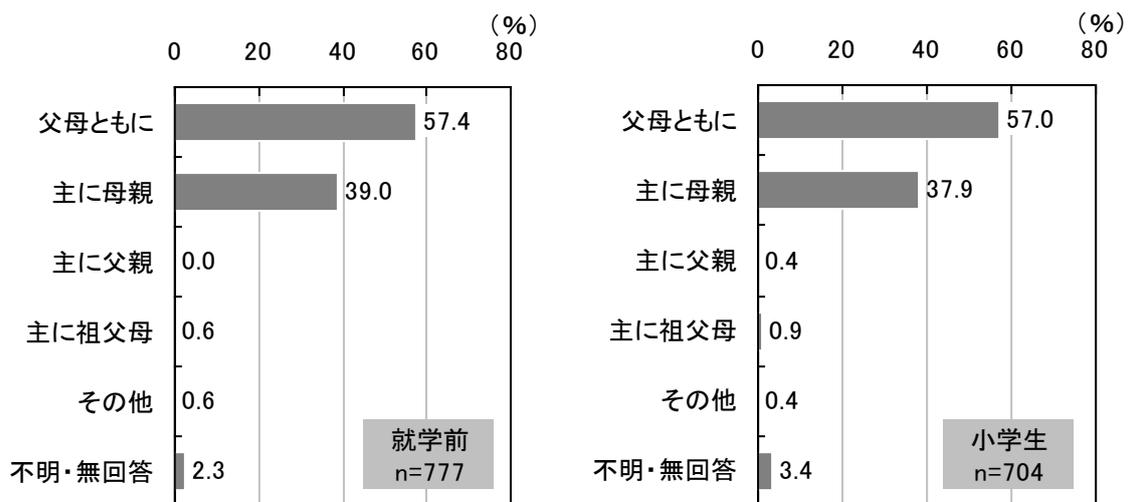
本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）の保護者を対象に、「子育て支援ニーズ調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました（回収率は、就学前児童 51.8%、小学生児童 46.9%）。以下に、主な結果を示します。

#### ① 子育てをしている方について

主に子育てを行っている方については、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高く、次いで「（主に）母親」で、おおむね同様の傾向となっています。

また、父親が子育てに関わっていない場合の理由を見ると、上位2項目は共通しており、仕事等により多忙であること、子育ては母親が担うものという意識が、父親を子育てから遠ざけていることがわかります。

>> 主に子育てを行っている方【就学前／小学生】



父親が子育てに関わっていない場合の理由(上位3項目)

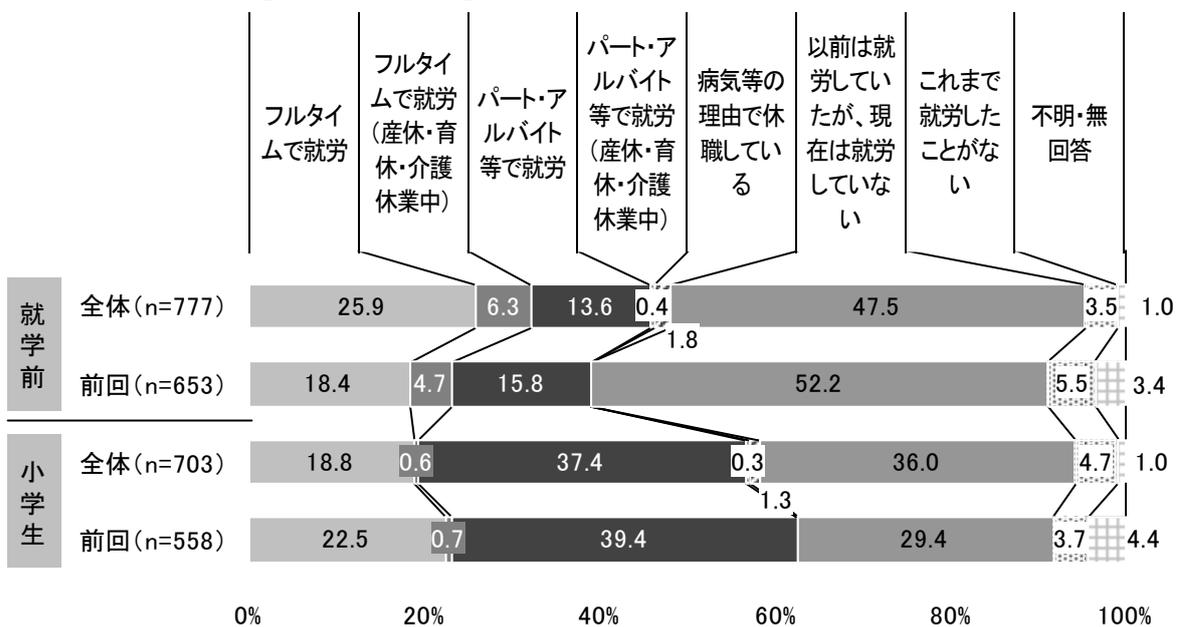
- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕事が忙しくて、子育てをする時間が取れないため(82.5%)</li> <li>② 育児は主に母親がするものと思っているため(12.5%)</li> <li>③ 単身赴任などで同居していないため(5.6%)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕事が忙しくて、子育てをする時間が取れないため(70.8%)</li> <li>② 育児は主に母親がするものと思っているため(13.1%)</li> <li>③ 父親がいない(11.2%)</li> </ul> |
|---|--|

## ②保護者の就労状況について

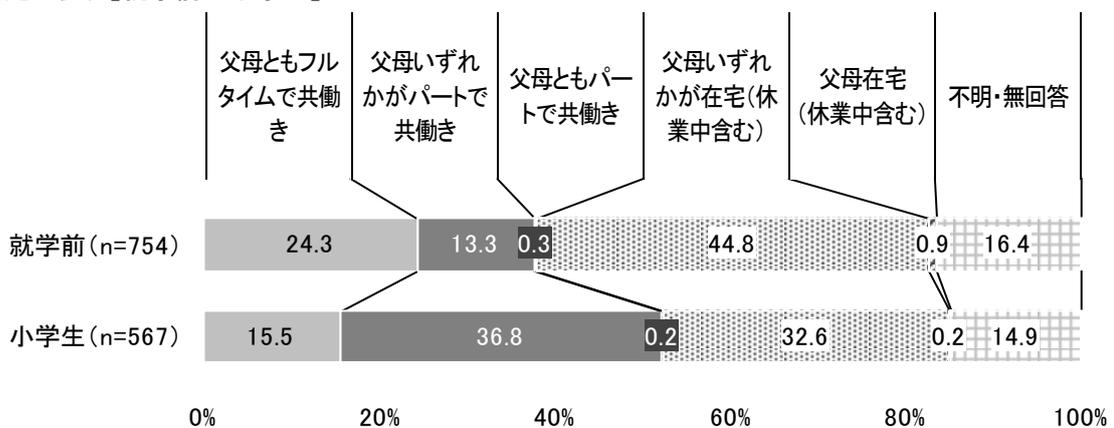
母親の就労状況の変化について見ると、就学前保護者は「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学生保護者では「パート・アルバイト等で就労」が最も高くなっています。また、就学前保護者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、「フルタイムで就労」が増加、小学生保護者では「フルタイムで就労」が減少し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」に増加の傾向が見られます。

父母の共働きの状況については、就学前保護者では「父母いずれかが在宅（休業中を含む）」が4割半ばを占め最も高くなっているのに対し、小学生保護者では「父母いずれかがパートで共働き」が高くなっています。

### >> 母親の就労状況の変化【就学前／小学生】



### >> 共働きの状況【就学前／小学生】



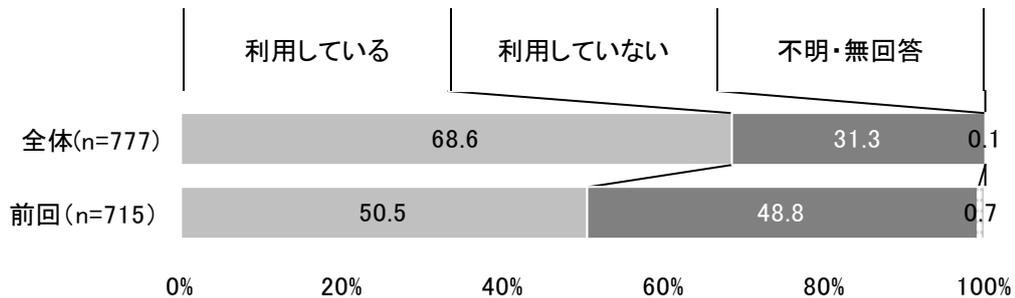
### ③教育・保育事業の利用について

教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が7割弱を占め、「利用していない」を上回っています。5年前に実施した調査と比較すると、「利用している」が15ポイント以上増加していることがわかります。

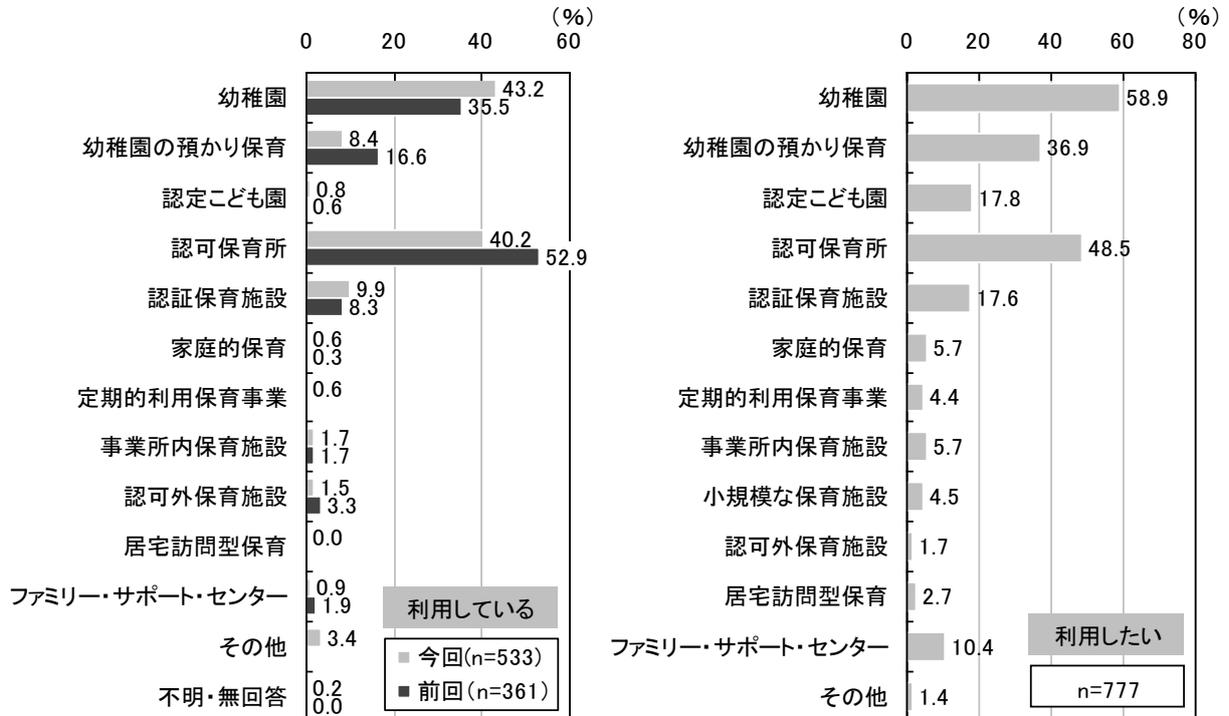
利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が最も高く、次いで「認可保育所」、「認証保育施設」となっています。特に、「幼稚園」は前回調査時点よりも8ポイント弱増加しています。

また、今後利用したい事業については、現在利用している事業と同様、「幼稚園」が6割弱と最も高くなっています。

#### >> 教育・保育事業の利用状況【就学前のみ】



#### >> 利用している教育・保育事業／今後利用したい事業【就学前のみ】



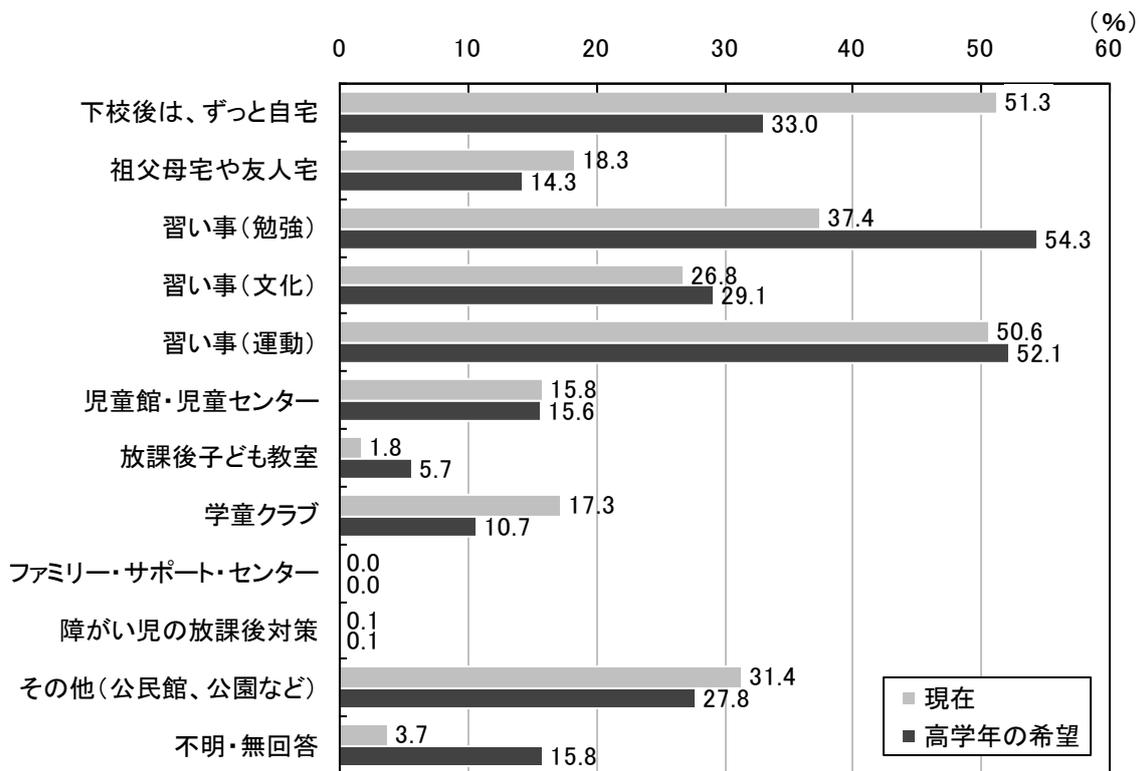
#### ④放課後の子どもの居場所について

放課後の子どもの居場所について、現在は「下校後は、ずっと自宅」は最も高く、次いで「習い事（運動）」となっており、約半数を占めています。また、「学童クラブ」は2割弱となっています。

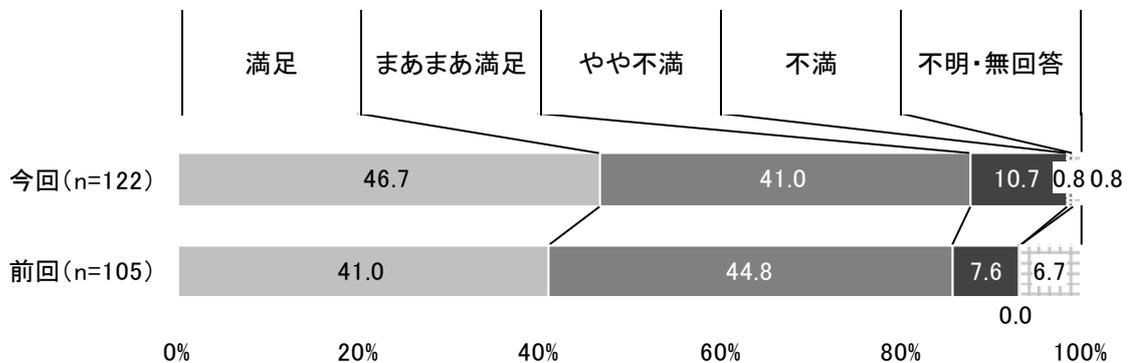
高学年時の放課後に過ごさせたい場所としては、「習い事（勉強）」と「習い事（運動）」が半数を超えて高くなっています。

また、学童クラブ利用についての満足度を見ると、5年前に実施した調査結果よりも「満足」が5ポイント以上増加しており、利用の満足度が高まっていることがうかがえます。

>> 放課後に過ごしている場所、過ごさせたい場所【小学生のみ】



>> 学童クラブの利用の満足度【小学生のみ】

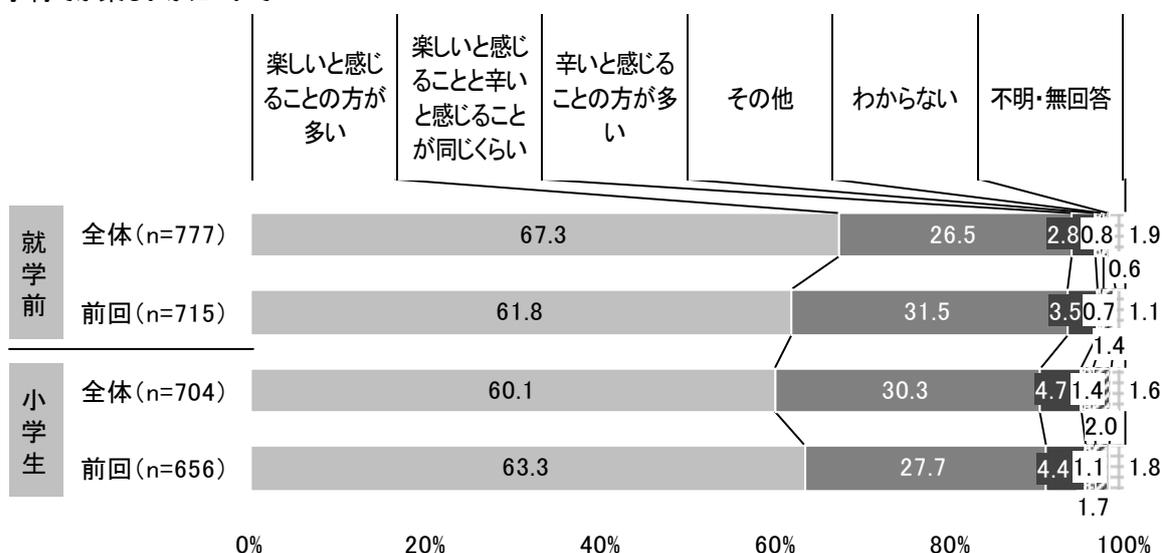


## ⑤子育て全般について

子育てを楽しんでいるかについては、就学前保護者・小学生保護者ともに「楽しいと感じることの方が多い」が最も高く、就学前保護者については5年前よりもそのように感じる人が増えていることがわかります。就学前保護者と小学生保護者を比較すると、就学前保護者の方が小学生保護者よりも「楽しいと感じることの方が多い」と回答した人がやや多くなっています。

また、子育ての感じ方別に見た有効な子育て支援・対策については、小学生保護者では「仕事と家庭生活の両立」がいずれの感じ方の場合でも第一位となっているのに対し、就学前保護者では子育ての感じ方によって、求める支援や対策が異なることがわかります。

### >> 子育てが楽しいかについて



### >> 子育ての感じ方別 有効な子育て支援・対策(上位3項目)

	就学前保護者			小学生保護者		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
楽しいと感じることの方が多い	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 47.4%	地域における子育て支援の充実 36.5%	保育サービスの充実 36.3%	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 52.0%	子どもの教育環境 39.2%	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減 34.8%
楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい	保育サービスの充実 45.6%	仕事と家庭生活の両立 42.7%	地域における子育て支援の充実 35.9%	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 35.2%	仕事と家庭生活の両立 34.3%	子どもの教育環境 29.1%
辛いと感じることの方が多い	保育サービスの充実 31.8%	仕事と家庭生活の両立 27.3%		子どもの教育環境 30.3%	地域における子育て支援の充実 21.2%	仕事と家庭生活の両立 21.2%

## (2)ヒアリングから見る現状

この計画の策定にあたって、アンケート調査の数値では表しにくい子育てに関する実態や思いを伺うため、市内で活動する子育て支援サークル等に協力していただきながら、サークル等の活動や市の子育て支援事業を利用する方に、ヒアリングを行いました。以下に、ヒアリングで得られた主な意見を挙げます。

### ①実施の概要

実施時期：平成26年2月～同年3月

対象（地域の団体）：子育て支援サークル「ミトンの会」、子育て支援団体「子育て応援者会議」、西東京市パパクラブ（実施順）

対象（市の事業の利用者）：ファミリー学級利用者、学童クラブ利用者（実施順）

### ②意見の概要

#### \* 在宅で子育てする方への支援について

子どもと参加できるイベント・講習会や、保護者同士で交流できる場づくりが望まれています。行政だけでなく、NPOをはじめとする民間とも連携し、親子が楽しめる場として、また、保護者同士の交流の場として、イベント等を充実させたり、イベント等について多様な媒体を用いて広報する等、官民が連携を密にして対応していくよう検討する必要があります。

- ・在宅で子育てしていると、子どもと離れる時間がほしいと感じるときがある。
- ・働いている親への支援だけでなく、自宅で子どもを育てている親への支援、例えば保育やイベントなどの実施をお願いしたい。
- ・保育付きの講座やイベント、一時保育など、特に専業主婦が、子どもと少しでも離れることができる機会をつくってほしい。

#### \* 家庭での子育ての主体（父親の子育て）について

父母ともに子育てしている割合が6割弱であり、父親の子育て参画も進んできていることがうかがわれます。一方で、子育てに参加できない父親については、参加できない主な理由は、仕事が忙しいことにあります。

父親が子育てに関わるためには、職場での理解と体制づくりが重要です。子育てを夫婦で分担して行うか、家のことは一方に任せるのかは、夫婦間の価値観の問題ではありますが、夫婦で子育てすることも選択しやすいよう、企業等への働きかけが必要となります。

- ・家計の維持が大変で子育てにかかわりにくい男性が多いのは、事実だ。
- ・妻の手伝いではなく、自分がやるべきことという意識が必要だと思う。
- ・父親は、母親に比べて、子どもが生まれる前に子育ての情報を得る機会が少ない。父親も、子どもが生まれる前から、子育ての情報を得て子育ての意識を高めることが大切だ。

## \* 協働による子育て支援について

子どもと参加できるイベント・講習会や、保護者同士で交流できる場づくりが望まれています。行政だけでなく、NPOをはじめとする民間とも連携し、親子が楽しめる場として、また、保護者同士の交流の場として、イベント等を充実させたり、イベント等について多様な媒体を用いて広報する等、官民が連携を密にして対応していくよう検討する必要があります。

- 妻が妊娠期にあるパパ交流会があれば参加して、実情を情報交換してみたい。
- 妊娠中だが、今から昼間の時間の使い方や育児について、一人で悶々としているのかなど不安がある。
- リフレッシュできる場がほしい。小さい子どもを連れてジャズを聴けるような、子どもが泣いても周りに遠慮しないで、気軽に芸術に触れる機会がほしい。

## \* 子ども（小学生）の居場所について

低学年で求められる居場所と、高学年の後半で求められる居場所は、同じではありません。

特に高学年後半では、大人が子どもの居場所を把握できるが、子どもの自主性を阻害せず、自立を支援できるような仕組みが必要です。

家庭、地域、行政が連携し、非常時も含めて子どもが安全・安心に過ごせる場をつくっていくことが重要となります。

- 子どもがどこで過ごしているのか把握しておきたい。しかし、小学校高学年くらいからは、自分でしたいことを言うことができるようになってくる。それが自立の前段階かなと思う。
- 学童クラブのように、学校でも家でもない緩やかな場で、勉強やお稽古事などの特別なプログラムがなく、子どもが自然に過ごせる場所がたくさんあるとよいと思う。
- 子どもが安心できる場、立ち寄れる場、助けを求められる場など、子ども自身が選択できるいろいろな場があると、そのときに一番自分らしくいられる所を見つけられると思う。
- 災害時には、児童館等で、子どもの保護と支援をお願いしたい。

## 第3章

# 計画の基本的な考え方





## 第1節 計画の基本理念及び基本方針

本市ではこれまで、4つの「基本理念」と4つの「基本方針」に基づき、子どもの育ちや子育てを支えるためのさまざまな施策や事業に取り組んできました。

この計画では、これらの考え方を発展的に踏襲し、子どもが健やかに育ち、はぐくまれる環境づくりのさらなる推進を図ります。

### (1)基本理念

#### 基本理念1

#### 子どもの権利の実現

児童の権利条約<sup>※1</sup>は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。

計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。

#### 基本理念2

#### すべての子どもと親<sup>※2</sup>への支援

児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。

しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。

これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と親支援<sup>※3</sup>を推進することを基本にします。

※1 児童の権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2014年5月現在で194の国と地域が締結しています。

※2 親：このプランでは、子育てをしているすべての人を指します。

※3 親支援：このプランでは、親を支援することに加え、子どもを持った人が親としての意識や行動ができるようになるよう支援することも含みます。

### 基本理念3

## 男女共同の子育て

子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。

また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。

子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で子育ての過程と楽しさやつらさなどその時々を共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。

### 基本理念4

## 循環型の子育て

子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子どもの育ちは市民全体の願いです。

職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。

子育ては時代をつなぐ希望です。子どもは、健やかに生まれ、育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てをするなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。

## (2)基本方針

### ■基本方針1 「子どもの主体的な参加ですすめる」

少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさをみつけたし、仲間とともにゆっくと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

### ■基本方針2 「おとな（親）になることを支える」

かつて、地域には子どもからおとなになる過程に必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政が一体となってつくりだします。

### ■基本方針3 「子育て家庭の支え合い」

子育てをめぐる環境は、厳しさを増しています。子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。しかし、女性の社会進出に伴い、核家族化や晩婚化が進み、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。とりわけ、在宅で育児をする出産後の早い時期には、育児の不安感や孤立感を感じやすく、子どもの虐待予防の観点からも、地域における親支援が求められています。

父母になる男女が親になる過程を協力して共に歩めるよう、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市での子育ての喜びを共有できるようなまちづくりをめざします。

#### ■ 基本方針4 「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、ひとつの家庭だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協働で子育ての地域環境づくりと子育ち・子育て<sup>※1</sup>文化の創造を推進します。

---

<sup>※1</sup> 子育ち・子育て：「子育ち」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指します。一方、親による「子育て」があります。

### (3) 施策体系

基本理念	基本方針	施策の方向	
<p>子どもの権利の実現</p> <p>すべての子どもと親への支援</p> <p>男女共同の子育て</p> <p>循環型の子育て</p>	<p>子どもの主体的な参加ですすめる</p>	<p>1-1 子どもの権利の尊重</p> <hr/> <p>1-2 子ども自身の参画への支援</p> <hr/> <p>1-2-1 地域のシステムづくり</p> <hr/> <p>1-2-2 居場所づくり</p>	
	<p>おとな（親）になることを支える</p>	<p>2-1 心身及び経済的な自立</p> <hr/> <p>2-2 他者への理解とおとなの役割</p>	
	<p>子育て家庭の支え合い</p>	<p>3-1 子育て意識の育成</p> <hr/> <p>3-2 支え合いの場の充実</p>	
	<p>市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援</p>	<p>4-1 教育・保育及び子育て支援の充実</p> <hr/> <p>4-1-1 子どもと家庭の支援</p> <hr/> <p>4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援</p> <hr/> <p>4-1-3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援</p> <hr/> <p>4-1-4 ひとり親家庭の支援</p>	
		<p>4-2 保健・医療</p>	
		<p>4-3 災害への対応を想定した環境づくり</p>	
		<p>子ども・子育て支援法による市町村子ども・子育て支援事業計画</p>	

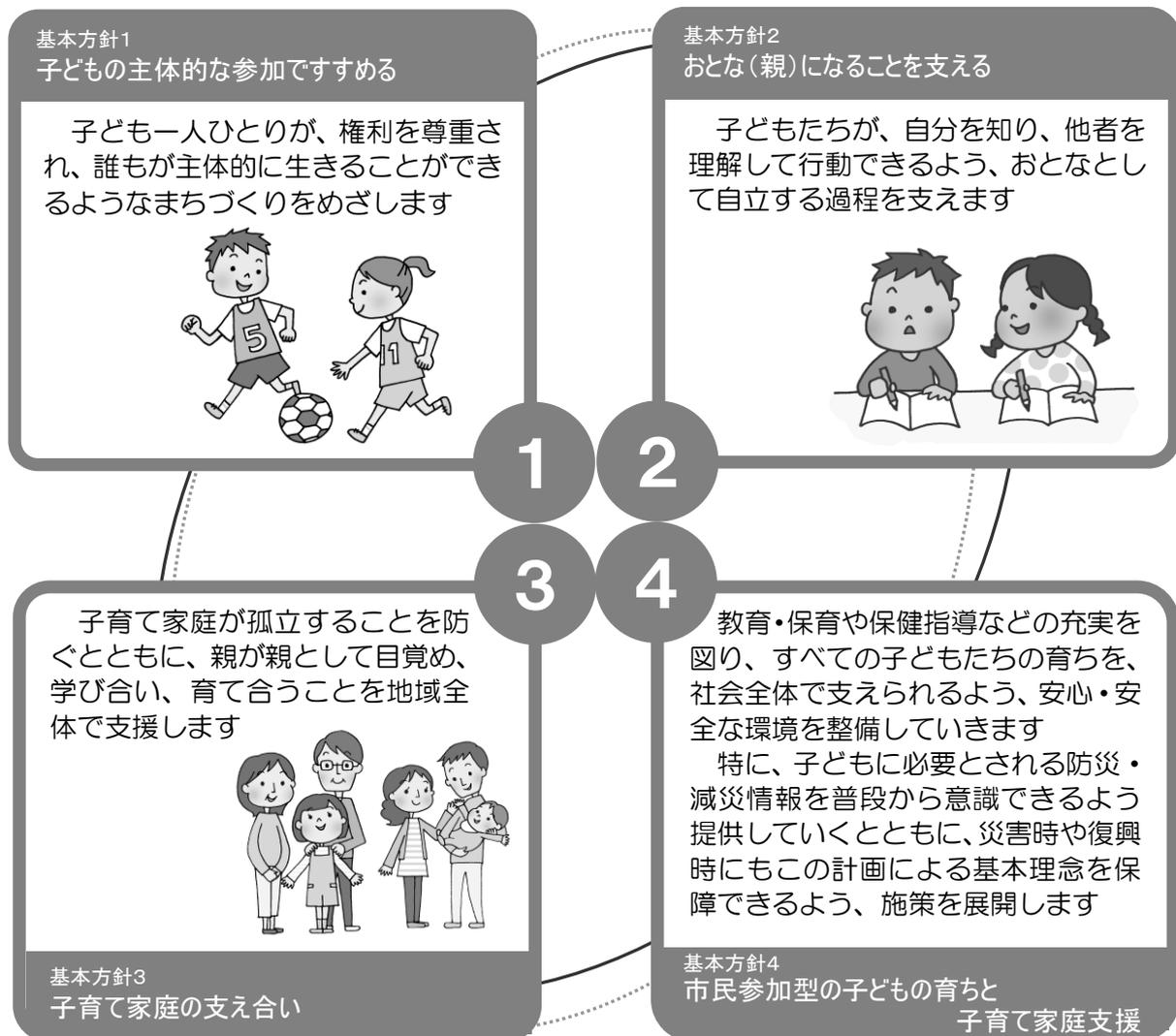
## 第4章

### 重点的な取組みの方向性





本計画では、以下の4つを重点的な取組みの方向性と定め、効果的かつ計画的な推進を図ります。



## 子どもの主体的な参加ですすめる

少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載

### ■施策(事業)名

個別の施策が決まってから、重点を決めます。その内容を記載していきます。

## おとな(親)になることを支える

少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載

### ■施策(事業)名

個別の施策が決まってから、重点を決めます。その内容を記載していきます。

## 子育て家庭の支え合い

少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載

### ■施策(事業)名

個別の施策が決まってから、重点を決めます。その内容を記載していきます。

## 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

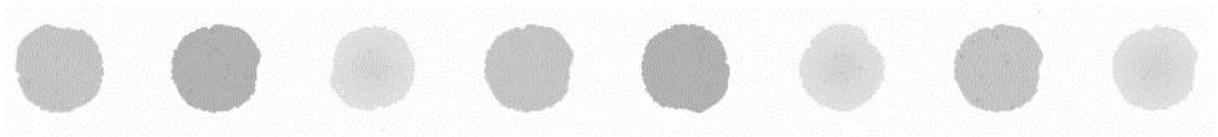
少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載／少し詳しいリード文を記載

### ■施策(事業)名

個別の施策が決まってから、重点を決めます。その内容を記載していきます。

# 第5章

## 基本的施策の展開





## 基本方針1

# 子どもの主体的な参加ですすめる

### 1-1 子どもの権利の尊重

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が、平成元年（1989年）の国連総会において採択され、平成6年（1994年）に日本で批准されてから20年以上が経過しました。これは、子どもたち一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体として位置づけるとともに、「子どもの最善の利益の確保」をおとなの責務として定めるものであり、この間「児童虐待の防止等に関する法律」をはじめ、「子ども・若者育成支援推進法」や「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などの法制度が整えられてきました。

本市には、子どもや保護者等から広く相談を受ける機関として「子ども家庭支援センターのどか」や「教育相談センター」、不登校ひきこもり相談室「Nicom（ニコモ）ルーム」があるほか、スクールカウンセラーを中学校全校に配置、また心理カウンセラーの学校への派遣、さらには各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもやその家族からの相談に対応するための体制の整備に取り組んでいます。

子ども家庭支援センターのどかによると、平成24年度に子どもや家族から寄せられた相談のうち、約1割が児童虐待に関する相談、約4割が児童虐待以外の養護相談となっており、平成21年度と比べると、児童虐待に関する相談は倍以上の増加をみせています。また、教育相談センターやスクールカウンセラーが受けるいじめや不登校に関する相談も多くなっています。

このことは、相談や養護の声をあげやすくなってきたことを意味するものであり、潜在的に存在した問題が顕在化してきたものと考えられます。このため、今後も、子どもを取り巻くおとなはもとより、子どもたち自身が互いに尊重されるべき権利の主体として認識できるよう周知啓発を図るとともに、子どもたち自身が、支援や救済、保護、回復を求められる体制を強化していくことが必要となっています。

## 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
子どもの権利に関する条例の策定検討	
子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	
人としての権利を尊重する教育の推進	
児童館の再編成と機能の充実	
青少年センター機能の整備	
お泊り制度(いじめなどからの子ども救済システム)の具体的検討	
要保護児童対策地域協議会の活用	
虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討	
里親制度(養育家庭)の推進	
スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化	
地域アドバイザーの小学校への派遣の充実と連携の強化	
スキップ教室(適応指導教室)の充実	
子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討	
子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進	

## 1-2 子ども自身の参画への支援

近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、高度情報化や都市化の進展、さらに価値観や生活習慣の多様化、厳しい社会経済情勢などを背景に大きく変化しています。そうしたなかで、子どもたちはさまざまな支援やサービスを受け、守られる側面もある一方で、受身がちになり、主体性やコミュニケーション力の低下、自己肯定感の希薄化などの問題が指摘される状況も見受けられます。

本市では、居場所づくりや遊びの充実などを通して、子どもたちが自主的に関わり、参画する機会の確保に取り組んでいます。特に、児童館は18歳未満の乳幼児や児童・生徒が安全かつ安心して過ごし、活動できる拠点であり、子どもたち自身の意見や考えを取り入れた運営が行われています。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、小学生児童の放課後の過ごし方の希望として、「自宅」や「習い事」が約半数で上位に挙げられており、児童館の認知度は高いものの、利用者は6割程度となっています。また、児童館への要望としては、「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」や「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」などが高まっています。実際の児童館の利用実績では、利用者数・登録者数はいずれもおおむね横ばいの傾向を示しています。

今後も、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身が参加し、積極的な意見等の表明や体験の機会を得るなかで、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を創出していくとともに、それらが適切に利用されるための仕組みづくりを進める必要があります。

## 1-2-1 地域のシステムづくり

### 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	
児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	
子ども調査の推進	
防犯対策の充実	
プレイリーダーの養成と活用	
農業体験の拡充	
青少年育成会への支援の充実	
地域の子育て協議会の設置	
子育ての仲間作り、子育て NPO・グループ等の支援の充実	
子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	
地域の人材発掘・活用の推進	
ファシリテーターの養成と活用	
子ども参画による広報紙づくりの検討	
市報や市のホームページの子ども向け情報の充実	
子ども向け情報提供方法の検討	
情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進	
すべての子どもに必要な情報を届けるしくみの整備	
有害情報からの子どもの保護	

## 1-2-2 居場所づくり

### 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
子どもの公共施設利用促進の方法の検討	
子ども参加型ですすめる遊び場づくりの推進	
子ども参画による学習事業の推進	
「遊びの学校」事業の検討・実施	
屋外の遊び場の充実	
中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討	
屋内の居場所の充実	
各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進	
出前児童館の充実	
音楽練習室等活用の推進	
図書館の子どもスペースの充実	
図書館利用者交流会の検討	
読み聞かせリーダー育成事業の推進	
子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	
地域活動体験の拡充	
ものづくり体験の拡充	
各国の子どもが集える事業の検討	
青少年海外派遣事業の検討	
身近にボール遊びのできる場所の検討	
おとな利用が中心となる施設に子どもの遊び場併設の検討	
「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進	

## 基本方針2

# おとな(親)になることを支える

### 2-1 心身及び経済的な自立

国は、平成22年(2010年)、複雑かつ深刻化する子ども・若者をめぐる課題に対応すべく、従来の縦割りのアプローチでは限界にあるとして、子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組みの整備等を目的に「子ども・若者育成支援推進法」を施行、同年「子ども・若者ビジョン」を策定しました。平成26年(2014年)には、同ビジョンに基づく施策の点検・評価が成されており、そのなかで今後取り組むべき課題及び方向性のひとつとして、「子供・若者が自らの心・身体について、発達段階に応じ、正しく認識し、その主体として自己制御・自己調整する力」や、労働者として就労段階において「自らの権利を適切に行使できるような力」を育む必要があることが指摘されているほか、ひきこもりやニートなど、経済的自立が困難な子ども・若者への支援についても検討されています。

本市では、心身の自立を促す取り組みとして、小中学生からのいのちの大切さや心・身体の問題に関する意識啓発、将来親になるために必要な性に関する学習機会の提供などを行うとともに、経済的な自立を支援する取り組みとして、小中学校の総合的な学習の時間等を活用した職場体験やキャリア教育の充実により、働くことの意義等について理解促進を図っています。また、ひきこもりセーフティネット事業として、不登校ひきこもり相談室「Nicomo(ニコモ)ルーム」を設置しています。

不登校やひきこもり状態が長期化すると、心身の自立のみならず経済的自立が難しくなるニートや若年無業の状態に陥ることが懸念されます。このため、児童・青少年期から心身及び経済的自立に向け、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。

## ■ 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
青少年支援事業の実施の検討	
タバコ・薬物・性感染症に対する正しい知識普及・啓発	
乳幼児とふれ合う場づくりの推進	
入所型施設退所後の支援の検討	
青少年の日の設定	
青少年のしゃべる場の設定	
見守り、支援する側の連携の強化	
学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進	
インターンシップ制度の導入の検討	

## 2-2 他者への理解とおとなの役割

心身ともに健やかな子どもを育む場として、家庭はもとより地域社会の果たす役割は大きいといわれています。

しかし、近年では核家族化や兄弟姉妹の減少が進み、家庭内で自然に子どもとの接し方を学ぶ機会が少なくなってきました。さらに、少子化の進行、生活習慣や価値観の変容等の影響により、友人や仲間、地域のおとななど、さまざまな人と関わる機会が少ないまま、子どもたちは成長しおとなになるケースが多くなっています。

このことは、親になるまでに他の子どもの面倒をみるなど、子育てにかかる経験が乏しく、親として担うべき役割や責任を学ぶ機会がないまま子育てを始める人が増加しているといえます。

本市では、10歳代での若年妊娠者や若年親への支援を中心に、中高生が乳幼児とふれあう機会の充実や、地域での関わりを得るきっかけとしてのボランティア活動や地域活動への参加促進に取り組んでいます。

子どもたちが、乳幼児やその支援に当たるおとななどの、自分と同世代ではない人々や、普段の生活では接することが少ない多様な状況にある人々と交流することを通じて、自分が多くの人々に支えられて生きてきたこと、また、おとなになったら多くの人を支える存在になることが、自然に意識できるよう、他者に援助する経験の場を提供していくことが求められています。

## ■ 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
若い親世代への支援の検討	
中学生のためのボランティア事業の推進	
高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進	
インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	
小中学校での性教育の充実	
性の尊重に向けた支援事業の検討	
ボランティア活動の機会の充実	
ボランティア保険等の加入の促進	
コミュニケーション力育成プログラムの検討	
特化型児童館での地域若者交流事業の検討	
家庭教育支援事業の推進	
地域行事等の活発化による子ども参加の推進	

## 基本方針3

# 子育て家庭の支え合い

### 3-1 子育て意識の育成

近年は、女性の高学歴化や厳しい社会経済情勢、就業構造の変化などを背景に、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつあるものの、依然として子どもを育てる営みは女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。子育てはその苦労や喜びをともに分かち合いながら、夫婦のどちらかに過度な負担がかからないよう、協力して行うものであり、このための家庭・社会環境を整えていくことが重要となっていますが、実際は母親中心の子育てが展開されるなかで、父親は関わりたくても関わるできない状況も生じています。

本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、父親が参加しやすい時間帯や曜日配慮して企画・事業を実施するとともに、育児や家事等に関する情報提供などを行っています。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、主に子どもの子育てを行っている人について、就学前児童・小学生児童ともに、母親はおおむね9割であるのに対し、父親は6割弱となっています。また、父親が子育てに関わっていない場合の理由として「仕事が忙しい」が最も高く7割から8割前後、次いで「育児は主に母親がするものと思っている」が約1割を占めています。

このため、父親が子育てへの関わりを持ち、夫婦で子どもを育てるという選択をしやすいよう、出産前からの父親の子育て意識の啓発や、職場において「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」への理解促進を進めながら、母親が「自分がすべての子育てをしなければならない」との考え方に凝り固まらないよう、意識改革を図る必要があります。

さらに、地域で暮らす中では、みんなが自然に支え合い、当然に子育て家庭も含めて支え合っていくのだという、他者への心配りができる、豊かな意識づくりを進めます。

## ■ 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
栄養・食生活に関する教育・相談の実施	
地域や家庭における食育の推進	
子育てに関する学習機会の充実	
父親の育児参加の推進	
子育て意識の啓発の推進	
地域の子育て意識の醸成	

## 3-2 支え合いの場の充実

近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、子育ての知識や技術が、祖父母から保護者へ、保護者から子へと継承されにくくなっています。一方で、インターネットやマスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫し、適切な情報を取捨選択することが難しくなっている状況がうかがえます。

本市では、子育てハンドブックやホームページ、市報等により、情報提供を図っているほか、地域子育て支援センターや子ども家庭支援センター、保育園での園庭開放、子育てひろばなどのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習の場を確保しています。子育てサークルや子育て関連ボランティア団体が子育てグループ活動室において活発な活動をしているため、こうした活動が子育てひろば等を利用した保護者にも普及・浸透していくようなさらなる取り組みを検討する必要があります。

また、相談支援に関しては、子ども家庭支援センターをはじめ、地域子育て支援センターや保育園、児童館など、多様な場所で行っています。しかし、ライフステージや保健、教育、福祉といった分野によって相談窓口が異なるなどの課題も確認されていることから、より緊密な連携体制を整備することが大切です。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、子育てに関して気軽に相談できる人や場所について、就学前児童・小学生児童ともに、配偶者や祖父母、友人等の身近な人間が上位に挙げられていますが、行政機関や専門職にも一定の相談のニーズがあります。

また、市や地域サークル等が主催するイベントや講習への参加意向については、就学前児童・小学生児童ともに「子どもと参加できる」、次いで、就学前児童では「同年代の子どもがいる保護者と交流できる」、小学生児童では「有識者から知識が得られる」が条件として挙げられています。

子育てに関して必要な情報や求める相談支援は、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に依りて内容が異なります。

そのため、楽しみながら子育てができるよう、子どもはもとより、保護者同士が交流できる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと多様な相談機関が、さらに連携を強化していくことが求められています。

## ■ 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の検討	
子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進	
園庭開放の推進	
子育てひろば事業の充実	
相談に関する情報提供の充実	
育児・子育て相談事業の充実	
子育て相談担当者の研修事業の充実	
子育て家庭への情報提供の充実	
外国語による広報活動の充実	
救急医療情報提供の充実	
子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討	

## 基本方針4

# 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

### 4-1 教育・保育及び子育て支援の充実

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立、これに加え、平成27年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まったことにより、子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制が整えられると同時に、今後の子育て支援施策を検討・推進していく上での大きな転換期を迎えています。

本市には、平成25年12月現在、公立保育園17園、私立保育園10園、私立保育園分園1園、私立幼稚園が13園、さらに認証保育所が16園、このほか小規模保育や家庭的保育等で多様な教育・保育事業を展開しています。また、すべての保育園では、集団保育が可能と判断された場合に、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、ひとり親家庭の子どもの優先入所に配慮しており、また、学校では外国籍や帰国児童・生徒に対し日本語指導の充実を行うなど、生まれ育つ環境に左右されず、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりを進めています。

平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、就学前児童保護者では、教育・保育事業を利用している人は5年前よりも増加しています。加えて、母親が子育ての中心的な役割を担っている家庭が多い中で、就労している母親は増加傾向にあることから、今後も一層の教育・保育事業、そして子育て支援事業の需要が高まることが見込まれます。

現在、本市には保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の児童が恒常的に生じている状況です。就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズがますます拡大するなかで、利用者の視点になったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

これまでの幼稚園は、主に母親が外での就労をしていない家庭を支える存在でしたが、今後は、就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れる教育施設となることが期待されています。

また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実させることが求められます。

## 4-1-1 子どもと家庭の支援

### 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
子ども総合支援センターの充実	
公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し	
保育・地域支援の質の確保と向上	
休日保育の検討	
ホームヘルパー派遣事業の推進	
駅周辺への乳幼児施設設置の検討	
育児休業相談・支援事業の検討	
再雇用制度に対する情報提供の充実	
母子福祉資金貸付事業の推進	
国、東京都等の補助活用の推進及び制度変更等への対応	
子どもの医療費の負担軽減	
子ども手当の実施	
子どものための消費者教育の推進	
環境教育の推進	
国際理解教育の推進	
西東京市教育関係者連絡会議の検討	
幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	
学校へのパソコン設置の充実	
学校図書館の充実	
図書館事業の拡充	
図書館、学校図書館のネットワーク化の推進	
通学路、通園路の安全確保の充実	
交通安全教育の推進	
コミュニティバスの充実	
親子施設見学会の検討	
子どもに関わる制度や事業の評価推進	

## 4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

### 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	
障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実	
障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進	
障害児保育の充実（入所型と通所型の障害児保育の充実と推進）	
障害児の幼稚園入園に対する支援の推進	
障害児放課後活動としての常設場確保	
障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	
緊急入所事業の実施	
障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施	
特別支援教育の充実	
特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取り組みの充実	
障害者、異年齢世代との交流事業の推進	
障害児がいる世帯への手当（児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当）の充実	

### 4-1-3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援

#### ■ 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
外国人や帰国児童・生徒への日本語指導の充実	
個別に指導できる指導者の確保	
外国語パンフレット・冊子に関する情報提供の充実	
外国語本の整備の推進	
外国語の翻訳サービスシステムの充実	

#### 4-1-4 ひとり親家庭の支援

##### ■ 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
母子自立支援プログラム策定事業の推進	
母子家庭自立支援給付金支給事業の推進	
母子保護の実施	
ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	
母子家庭就学支度金貸付事業の充実	
児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の充実	

## 4-2 保健・医療

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。とりわけ妊娠・出産期における母体の効果的な健康管理、安定した精神状態の確保は、胎児への影響が大きいと、重要な課題となっています。また、近年は少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、さらには生活様式や価値観の変化等を背景に、母親の育児不安や児童虐待、不妊症など、母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。

本市では、産婦や乳児への訪問指導のほか、妊娠届時や母子健康手帳交付時に保健師による面接指導を行っており、発達への不安や養育能力が不足している母親などのケースに対応しています。また、保健所や市内医療機関等との連携を図っているものの、若年妊娠、心身の障害や疾患を有する状態の妊娠出産育児、養育環境が整わないなかでの妊娠出産など、さまざまな問題が増えてきており、周産期医療機関との連携や協働が不可欠な状態となっています。

平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、子育てに有効な支援策について、「妊娠・出産に対する支援」や「母親・乳児の健康に対する安心」は相対的な順位は高くないものの、いずれも1割前後の回答がみられます。また、回答者の生のご意見である自由回答のなかでも、健診の受けやすさの向上や出産後の母親へのケアなどが挙げられており、母子保健や親子の健康に関する要望は、時代や個々の状況に左右されない普遍的なものであると考えられます。

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の保護者を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備することが必要です。また、関係機関との連携のもと、子どもが安心して医療が受けられる体制の強化も引き続き行っていくことが求められています。

## 今後の取り組み

今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
新生児訪問等の推進	
訪問型相談の充実	
母子保健と保育の連携強化	
予防接種についての普及啓発の充実	
かかりつけ医の推進	
かかりつけ歯科医の推進	
小児救急医療体制の充実	
産科のある医療機関とのネットワークの充実	
保健所との連携強化と母子保健の役割の見直し	
アレルギー相談の実施	
心身の思春期相談事業実施の検討	

### 4-3 災害への対応を想定した環境づくり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、防災や減災、災害時体制及び災害復興など、市民生活のあらゆる角度から、その対応等の見直しを求めることとなりました。平成 24 年の中央防災会議 防災対策推進検討会議の議論においては、救援物資や避難所運営をはじめ、災害対応に男女共同参画や女性の視点が欠如していたことが明らかにされているほか、子育て家庭では「災害発生時に子どもを誰が守るのか」という観点から、保護者の防災への意識は高まりをみせています。

本市では「地域防災計画」を策定し、毎年検討を加え、必要がある場合には修正を行い、平時からの体制強化に取り組んでいます。特に、子育てにかかる分野では、災害時における福祉避難施設の設置やそこでの女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営体制の確保、乳幼児や妊産婦、保護者を失う等の要保護園児・児童をはじめとした災害時要援護者に対する適切な支援活動の展開等について定めているところです。

今後の日本では、首都直下型地震の発生が危惧されているほか、近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等への配慮も求められている状況です。

このため、発生予測困難な災害に対しても落ち着いて対応ができるよう、平常時からの備え等について子育て家庭への啓発や情報提供を推進するとともに、非常時には子どもや子育て家庭のニーズを踏まえた対応が図れるよう、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携体制をさらに強化していくことが必要です。

## ■ 今後の取り組み

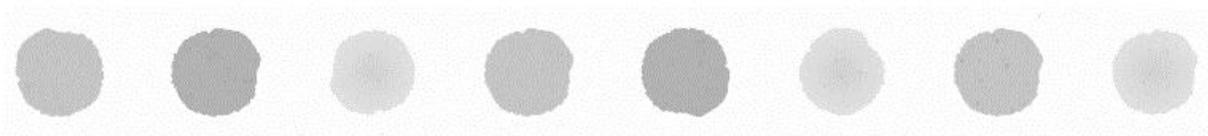
今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します／今後の取り組みに関する短いリード文を記載します

↓「事業名」には、現行プランを当てはめてあります。今後、変更します。

事業名／担当課	取り組み内容
子どもと子育て家庭の防災防犯安全事業の推進	

## 第6章

# 子ども・子育て支援事業計画

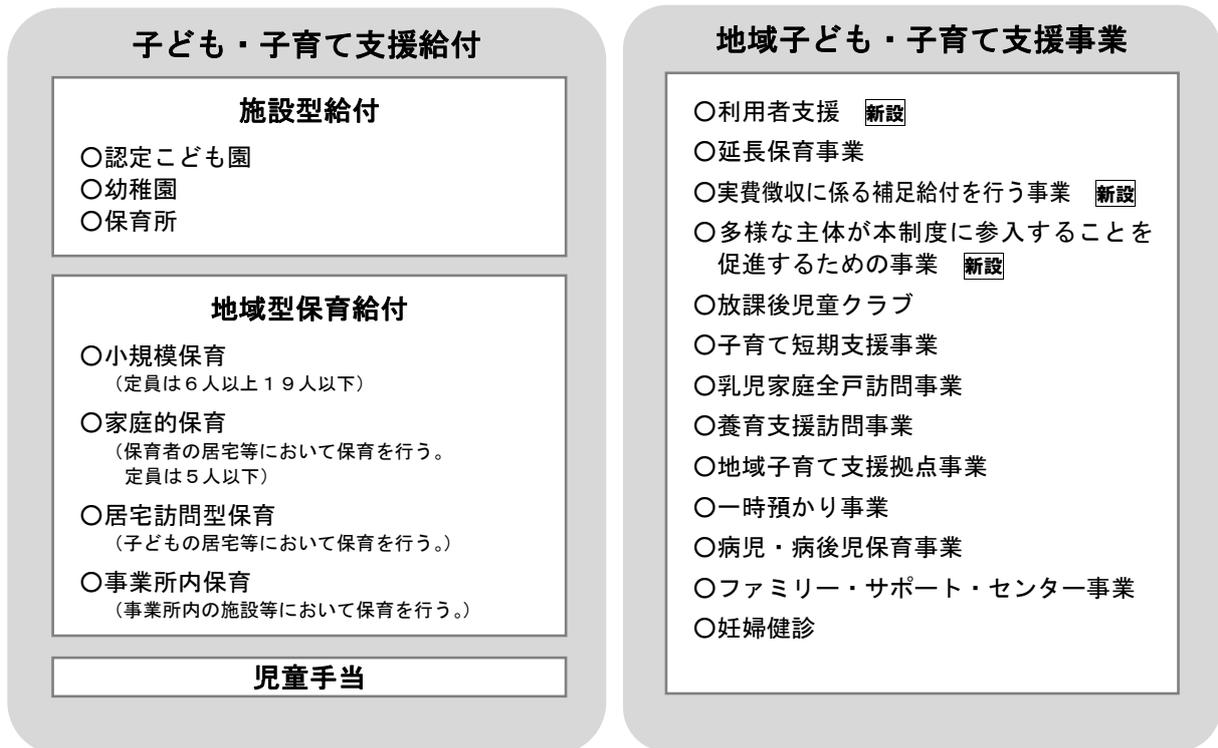




## 第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

国の法律である「子ども・子育て支援法」は、平成24年に施行され、平成27年度から、この法律による新しい子育て支援の制度（以下「新制度」といいます。）が本格的に導入されることになっています。この制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。この章では、これらの事業の需要に関する量の見込みや、その確保の方策について定めます。

>> 子ども・子育て支援制度の全体像



また、新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて、子どもの年齢や保育の必要性から次の3区分に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

>> 認定区分と提供施設

		1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上		3号認定 3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり （教育のニーズあり）	保育の必要性あり （教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用可能施設	幼稚園		※認定上は1号認定		
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育事業				

## 第2節 教育・保育の提供区域の設定

この章では、平成 25 年 10 月に実施したアンケート調査の結果をもとに、国の「子ども・子育て支援法」および「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に沿って、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。この提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動して施設等を利用することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市は、鉄道やバスによる交通網が発達しており、平坦で海岸部や山間部がなく自転車等での市内の移動も比較的容易で、幼稚園・保育所も市内全域に配置されており、地域ごとに大きな偏在がないことから、市域全体を1つの提供区域として設定します。

なお、市域全体を1つの提供区域としますが、新しく生じる需要や利用状況の変化による各地域の課題に応じて、施設整備を検討する等の適正な対応を図ってまいります。

### 第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

#### 【施設型給付】

- ・認定こども園：
- ・幼稚園：
- ・保育所：

--

#### 【地域型保育給付】

- ・家庭的保育：3歳未満の子どもを対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者（保育ママ）の居宅などにおいて少人数による家庭的な保育を行う事業
- ・小規模保育：3歳未満の子どもを対象とし、利用定員6人以上19人以下で、保育を行う事業
- ・居宅訪問型保育：3歳未満の子どもを対象とし、1対1で、保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業
- ・事業所内保育：会社等の事業所の施設において、事業所の従業員の子どもと、地域の保育を必要とする子どもの、保育を行う事業

現行プランから、次の施策・事業を引き継ぎ、質の確保等について記載します。

保育園の入所枠の拡大

認証保育所への支援の検討

私立幼稚園の預かり保育推進等の検討

就園奨励事業の推進

私立幼稚園運営助成の充実

量の見込みと確保方策について記載します

## 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

現行プランから、次の施策・事業を引き継ぎ、質の確保等について記載します。

地域子育て支援センターの設置・拡充

ファミリー・サポート・センター事業の充実

一時保育の充実

病後児保育の充実

病児保育の実施

ショートステイ事業の充実

学童クラブ運営の充実

出産直後及び里帰り出産後の支援の充実

在宅児への一時保育サービス等の充実

### (1)利用者支援事業

新制度で新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者に情報提供し、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

### (2)時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合に、保育所での通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

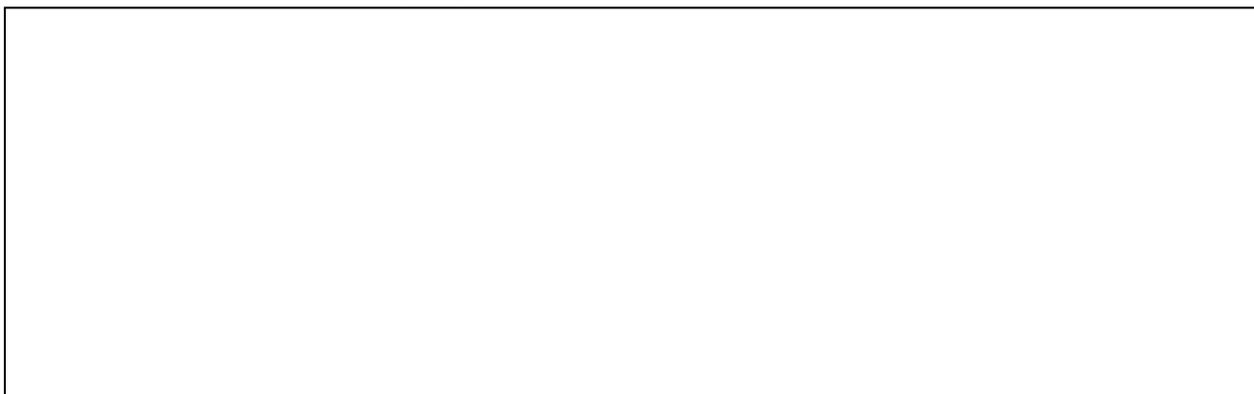
### **(3)放課後児童健全育成事業**

小学生児童のうち、親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室、専用施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。



### **(4)子育て短期支援事業（ショートステイ）**

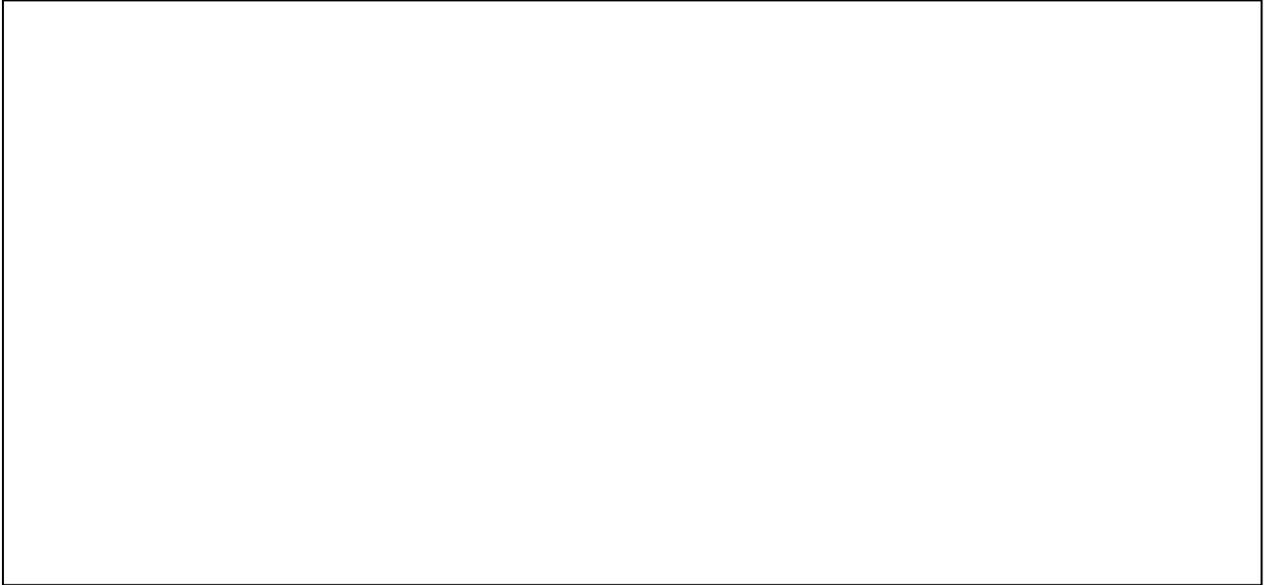
保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で、子どもの保護を行う事業です。



### **(5)乳児家庭全戸訪問事業**



**(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**



**(7) 地域子育て支援拠点事業**



### **(8) 一時預かり事業(預かり保育)**

### **(9) 病児・病後児保育事業**

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

### (10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

### (11)妊婦健診事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

### (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

実施に向けて検討

### (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実施に向けて検討